

全ト協発第286号(環)
令和7年9月11日

各都道府県トラック協会会长 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 寺岡洋一
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が新たに公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

今回公表された事案は、身体的、心理的特性の変化や運転特性が運転に影響を与えることについて、事業者が必要な指導を実施していなかったこと、運転免許の条件違反の運転を把握できていなかったことなど、事業者が適切な指導・監督を実施していなかったことが原因のひとつと考えられます。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(参考)

○国土交通省報道発表 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

※本件につきましては、全ト協の公式HPにもリンク掲載いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第82号
令和7年9月5日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により下記1件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願ひいたします。

記

[重要調査対象事故]

タクシーの追突事故（大阪市淀川区）：別添1、別添2

事故概要：漫然運転による前方不注視に加え、ブレーキとアクセルを踏み間違え、前を走る乗合バスに追突した。

事故原因：身体的、心理的特性の変化や運転特性が運転に影響を与えることについて、事業者が必要な指導を実施していなかった。運転免許の条件違反の運転を把握できていなかったことなど安全運行のための取組みが不十分であったために、事業者が適切な指導・監督を実施していなかった。など

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからもご確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

漫然運転による前方不注視 前方を走行中のバスに追突

大阪市淀川区
令和4年12月2日
11時49分頃

事故概要

空車のタクシーが、大阪市淀川区の府道41号線を十三方面に向け走行中、前を走る乗合バスに追突。

この事故により、タクシーの運転者が死亡し、大型乗合バスの運転者も軽傷を負った。

事故の状況

走り慣れた道路での漫然運転による前方不注視に加えブレーキとアクセルペダル踏み間違い

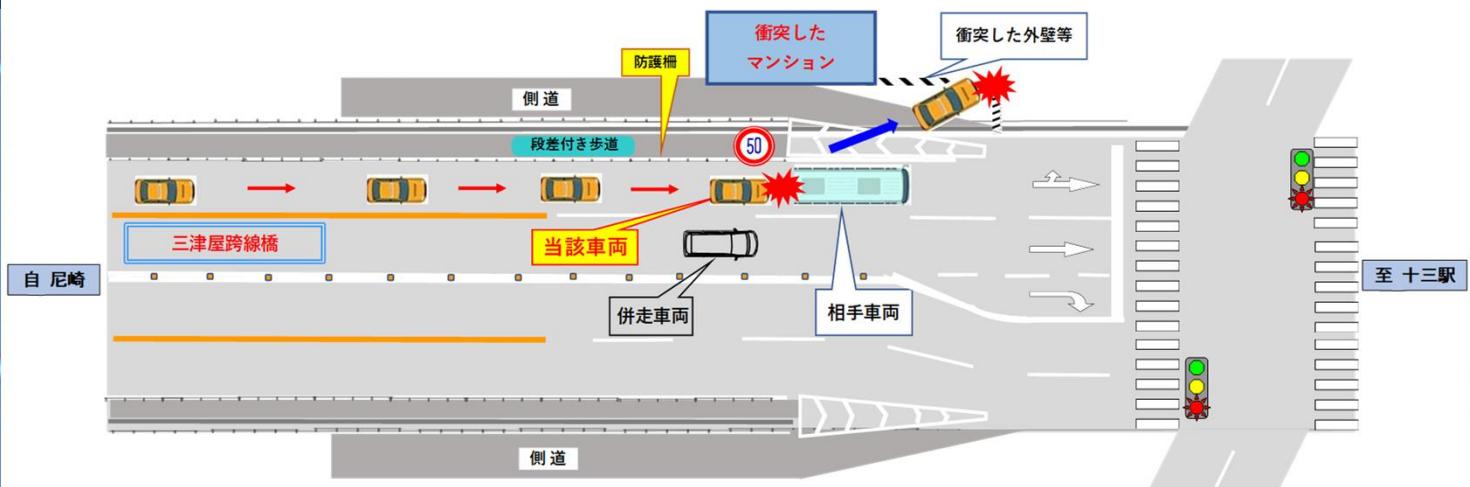
タクシーが、大阪市淀川区の府道41号線の三津屋跨線橋付近を十三駅方面に向けて空車により運行中、前を走る大型乗合バスに追突した。

運転者は走り慣れた道路での漫然運転により、ブレーキ操作をせずアクセルペダルを踏み続け、減速することなく追突。追突後もタクシーは、左に斜走し道路脇のマンションの外壁に衝突して停止した。この事故により、タクシーの運転者が死亡し、大型乗合バスの運転者も軽傷を負った。



状況図

大阪府道41号線 三津屋跨線橋付近（大阪市淀川区）



原因

①漫然運転による前方不注視とペダルの踏み間違い及び不適切なシートベルトの装着

- 普段から走り慣れた道路であり、**漫然運転による自車前方の動静注視を怠った**。漫然運転の結果、今、踏んでいるペダルがどちらかわからなくなる、あるいは、逆のペダルを踏んでいると思い込む等の**心理的現象により踏み間違いが生じ**、また、視力が免許基準を下回るほど低下していたにもかかわらず、免許の条件となっている**眼鏡等を使用していなかった**ことから前方のバスを認知するのが遅れ、気持ちが混乱した結果、**高齢者特有の行動コントロール機能の衰え**により、更なるペダルの踏み間違いを誘発した可能性が考えられる。なお、点呼時に免許条件（眼鏡等）を確認していたが、普段の運転時にも装着しているかは確認していなかった。
- シートベルトが緩んだ状態で固定**されていたことで、シートベルトやエアバッグの効果が十分発揮されず、被害の程度が大きくなつたものと推定される。

視力1.0

視力0.8

視力0.3



視力の違いによる見え方の違い

②指導・監督体制の不備による安全意識欠如

- 高齢運転者を含む運転者の**身体的、心理的特性の変化**や、**運転特性**が運転に多大な影響を与えることに関する必要な指導を実施していなかった。
- 免許の条件となっている眼鏡等の使用について、**当該運転者の条件違反の運転を把握できていなかった**ことなど、安全運行のための取組みが不十分であったために、**適切な指導・監督が実施されていなかった**。
- シートベルトの不適切な着用等、安全運行の徹底に係る指導・監督が不十分だったことから、**社内全般への安全運転意識**が醸成されていなかった。

再発防止策

★ 適切な運行管理

- 事業者自らが**法令遵守や安全最優先の原則**を徹底するべく**主導的に取組み、安全運転意識を社内へ共有、浸透させること**。
- 視力の低下や視力障害などの疾患**が、運転上大きな危険をはらんでいることを認識し、眼鏡等の装着が必要な運転者には、点呼時に眼鏡の所持を確認するだけでなく日頃よりドライブレコーダー映像を確認するなど、**適切な運転状況にあることを確認すること**。

★ 適切な指導監督

- 高齢運転者については、**身体的・心理的特性の変化が運転に多大な影響を与える**ことを認識させるべく、事故事例を紹介するなど理解促進の手法を工夫し、指導を実施すること。
- 運転者本人が意図しない装置の誤操作は、漫然運転の結果として発生**することから、注意力の維持や集中力の低下を最低限に止めることが必要であることを強く指導すること。
- 日頃から運転者との良好なコミュニケーションの体制を維持し、状況を見極めながら、**専門医への受診等を指導するなど適切な健康管理**を行っていくこと。
- シートベルトの**適切な装着**は、事故発生時の身体への被害を軽減するために必須な装備であることを強く啓発するとともに、正しい装着方法について指導を徹底すること。
- 適性診断を定期的に受診させ、運転特性を理解させること**により、安全な運転方法を自ら考え、実践するよう指導すること。

事業用自動車事故調査委員会について

「事業用自動車事故調査委員会」は、平成26年（2014年）6月24日に設立された事業用自動車が関わる重大事故について、その原因を分析し、再発防止策を提言するための事故調査機関。

概要

- 人間工学、労働科学、健康医学、自動車工学、交通工学、道路工学などの専門知識を有する者で構成
- 毎年4回開催し、報告書について審議

【委員会の様子】



【調査事例】



【公表の状況】

国土交通省	
事業用自動車事故調査委員会	
検索条件	検索結果
特別重要調査対象事故	19件
重要調査対象事故	47件

- 特別重要調査対象事故：19件
- 重要調査対象事故：47件

経緯

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性のあるより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められている。
- 国土交通省は平成26年（2014年）6月、（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」を設置し、事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析を行っている。

事故調査の流れ

事業用自動車事故調査委員会委員名簿



酒井 一博

公益財団法人大原記念労働科学研究所主管研究員

今井 猛嘉

法政大学法科大学院 教授、弁護士

小田切 優子

東京医科大学医学部医学科公衆衛生学分野講師

久保田 尚

埼玉大学大学院 理工学研究科 名誉教授、日本大学 客員教授

首藤 由紀

株式会社社会安全研究所代表取締役 所長

吉田 裕

関西大学社会安全学部 教授

廣瀬 敏也

芝浦工業大学工学部 教授



事業用自動車事故調査委員会

<https://www.mlit.go.jp/jidisha/anzen/jikochousa/report1.html>



各分野の専門家から構成された事業用自動車事故調査委員会では
社会的影響の大きな重大事故の調査分析を行っています。
過去の調査報告書を公表していますので、ホームページをご覧ください。



国土交通省